

森林における開発規制の制度の概要

1 森林開発行為の協議制度

■森林開発行為をするときは、あらかじめ知事に開発計画の協議をしてください。

森林開発行為とは、森林において土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をいいます。



協議の手続

開発計画の協議の手続きは次のとおりです。

協議の終了前に森林開発を行った場合は、行為の停止命令や罰金刑を受けます。

開発計画書の提出

開発計画者は、森林開発行為の計画書（開発計画書）を作成して府に提出してください。

開発計画者は、府からの求めに応じて、開発計画が森林開発行為実施基準に適した適正なものとなるよう検討してください。

開発計画の検討

協議の終了

開発計画書が森林開発行為実施基準に適したときは、協議を終了します。（協議開始から60日を経過した日以降に申出があったときも協議を終了します。）



協議対象外の行為

- 面積が1000㎡以下の行為（土石の採掘と土砂の搬入を除いては3000㎡以下の行為）
- 法令（採石法、砂利採取法など）の許可の対象となる行為
- 森林の土地の保全に著しい影響を及ぼすおそれがない公益性の高い事業 等

関連手続

森林開発行為の適正な施行のために次の手続を行ってください。

- 開発計画の変更の協議、標識の設置、定期的な施行状況の報告
- 着手届、中止届、再開届、承継届、完了届、廃止届等の提出

停止命令措置命令

必要に応じ、行為の停止命令や災害防止のための措置命令を行います。

- 停止命令は、開発計画の協議を終了していない行為者、災害の危険が生じる場合の行為者や施工者に行います。
- 措置命令は、行為者、工事施工者、行為に主体的に関与している森林所有者に行います。

※停止命令や措置命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処せられます。



報告徴収・立入検査等

●府は、森林所有者、森林開発行為を行う者や工事施工者に対して、必要な事項についての報告や資料の提出を求めることや、その事務所や森林開発行為の区域に立ち入り、行為の状況等を検査し、関係人に質問することができます。

●府が問題のある行為に対して迅速に対応するために、地域住民、市町村、森林組合の皆様は、森林開発行為についての情報を積極的に府に提供してください。

